

再公示：次の案件については、3月22日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番 号：170067

国 名：バングラデシュ

担当部署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

案件名：初等教育アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：初等教育／援助協調
- (2) 格 付：2号
- (3) 業務の種類：専門家

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月下旬から2017年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75 M/M、現地 1.40 M/M、合計 2.15 M/M
- (3) 業務日数：第1次 国内準備5日、現地業務21日
第2次 国内作業5日、現地業務21日、国内整理5日

※現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」をご参照ください。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年6月7日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は
郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・
公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施
契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、
JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致し
かねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出
者の契約交渉順位を決定し、2017年6月23日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点
 - ③語学力 20点
 - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務	教育分野における援助協調／教育行財政にかか る各種業務
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

バングラデシュでは、1990年に義務教育法を制定し、同年の「万人のための教育世界会議」にてEducation for All (EFA) 宣言に署名後、初等教育の拡充を図ってきている。近年では「国家教育政策2010」及び国家開発5ヵ年計画（第7次：2016～2020）において質の高い教育の普及が貧困撲滅と経済成長に必須であると位置付けており、国家政策上、初等教育は重点課題となっている。

バングラデシュ政府は、ドナーの支援を得ながら、セクターワイドアプローチ (SWAp) により「初等教育開発計画 (1998/99年度～2003/04年度)」（PEDP）、「第二次初等教育開発計画 (2004/05年度～2010/11年度)」（PEDP2）を実施するなど、初等教育の完全普及を目指した取り組みを実施してきた。後継プログラムである「第3次初等教育開発計画（2011/12年度～2016/17年度）」（PEDP3）には日本を含む10の援助機関が参加し、Disbursed-linked Indicatorを用いながら1,700億円規模の支援を行っている。PEDP3は「教育の質の改善」をさらに具体化・重視し、「教室レベルにおける子どもの学習の改善」を目標に掲げ、①学習と指導の改善、②参加と格差是正、③分権化と効果向上、④プログラム計画・運営能力強化の4つのコンポーネントを重点分野としている。その結果、初等教育の純就学率は2010年の約96%から2015年には約98%に向上した。一方、教育の質については、現職教員研修制度の改善、カリキュラム・教科書の改訂などを実施し、修了率は2010年の60%から2015年には約80%まで改善された。しかし、2013年に実施されたサンプルベースの全国学力調査 (National Student Assessment) においては、各教科の学習到達目標を十分に達成した5年生児童の割合は、算数・ベンガル語ともに25%と低い水準に留まっているという結果が出ており、教育の質の改善は依然として課題である。

我が国は、バングラデシュ政府によるかかる初等教育分野の取り組みを支援するため、「初等教育の質の改善プログラム」を実施しており、2002年以降派遣している本アドバイザーは当該プログラムにおいて重要な役割を果たしてきている。具体的には、本アドバイザーはPEDP3の各種会合に主たるメンバーとして出席し、PEDP3の計画・実施・評価に参画してきた。またPEDP3に財政支援型 (旧貧困削減戦略支援) 無償資金協力を供与していることも活用しながら、技術協力プロジェクト「小学校理数科教育強化計画フェーズ2」が支援する現職教員研修やカリキュラム・教科書等の改善成果の政策反映・面的拡大をPEDP3内で促進するとともに、それらに関連する学力調査等に対して直接提言・調整をしてきた。また本アドバイザーはPEDP関連の業務を通じて得られたバングラデシュにおける初等教育分野に関する知見を活かし青年海外協力隊や草の根技術協力等への助言なども随時行ってきた。

なお、現在PEDP3の終了を2017年12月末に控え、2018年1月からの開始をめざし後継プログラム (post-PEDP3) の計画が進められている。また、バングラデシュ政府からは同後継プログラムに対する財政支援型資金協力の継続が期待されており、技術協力プロジェクト「小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3」の要請も提出され、我が国政府により採択されている。本アドバイザーにはPEDP3のみならずその後継プログラムにかかる情報収集、またプログラムの枠組みにおいて我が国の諸活動が円滑に進むようバングラデシュ政府及び他ドナーへの働きかけや調整を積極的かつ柔軟に担うことが求められる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、PEDPを中心としたバングラデシュにおける初等教育の質向上に向けた取り組みの計画・実施を支援することを目的として、以下の業務を実施することとする。

- (1) 国内準備期間 (2017年6月下旬)

① 既存の文献・報告書等 (PEDP関連文書を含むバングラデシュ政府政策文書、我が国による対

バングラデシュ初等教育支援に関する報告書等)をレビューし、技術協力プロジェクト専門家へのヒアリングも可能な範囲で行いつつ、PEDPの内容及び現況、他の主要ドナーの動向(中期計画、実施中案件の内容及び進捗等)、JICAを中心とした我が国の初等教育分野における協力内容等を把握する。

- ② ワークプラン(和文、英文)を作成し、JICA人間開発部による確認の後、最終版を提出する。併せて、バングラデシュ事務所にもデータを送付する。
- ③ 第1回現地派遣期間の対処方針について、JICA人間開発部及び(必要に応じ)バングラデシュ事務所との打ち合わせを行う。

(2) 現地派遣期間(2017年7月頃、8月下旬~9月上旬頃)

- ① JICAバングラデシュ事務所及び同事務所備上のローカルコンサルタント(10。(1)②参照)等との打合せに参加する。以下②、③の業務は同ローカルコンサルタントとも協力して実施すること。
- ② PEDP各種会合のうち全体会合及び学びの質の改善にかかるもの(特に質の改善分野を担当している作業部会(Quality Working Group)の会合)を中心としたJICAによる協力に関連する会合への出席、また会合外での情報収集を通じ、バングラデシュ政府及び他ドナーの政策及び活動を把握・分析する。
- ③ ②を通じて得た情報に基づき、以下の業務を行う。
 - 1) 分析結果をJICA人間開発部及びバングラデシュ事務所を中心とする我が国関係者に随時共有するとともに、JICAによる協力に関し助言・支援を行う。
 - 2) JICAによる協力の成果がPEDPの枠組みを主とするバングラデシュ政府の政策・活動に最大限反映されるようバングラデシュ政府及び他ドナーへの働きかけや関係者間の調整を行う。
 - 3) JICA人間開発部及びバングラデシュ事務所の助言を得ながら、他ドナーと共にバングラデシュ政府との政策・活動に関する協議、提言を行う。
- ④ 現地業務結果について現地業務結果報告書(和文)(第2次現地渡航期間に際しては専門家業務完了報告書案(和文、英文))に取りまとめ、在バングラデシュ日本国大使館およびJICAバングラデシュ事務所等へ報告する。

(3) 国内作業期間(2017年8月上中旬頃)

- ① 現地業務結果をJICA人間開発部へ報告するとともに、次期現地派遣期間の業務計画について協議を行う。
- ② JICAバングラデシュ事務所備上のローカルコンサルタント(10。(1)②参照)の協力も得ながら、PEDP3及び後継プログラムにかかるバングラデシュ政府及び他ドナーの動向について情報収集を行う。その結果JICAによる協力に影響を及ぼす可能性のある情報がある場合はJICA人間開発部及びバングラデシュ事務所へ報告する。

(4) 整理期間(2017年9月中下旬頃)

- ① 専門家業務完了報告書(最終版)(和文、英文)を作成、提出する。あわせて、その内容について、JICA人間開発部が招集する帰国報告会等で報告する。

8. 成果品等

本契約における報告書は以下のとおり(全て簡易製本とする)。なお、本契約における成果品は専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン: 和文、英文各1部及び電子データ、国内準備期間中
- (2) 現地業務結果報告書: 和文2部(JICA人間開発部・バングラデシュ事務所各1部)及び電子データ、第1次現地派遣期間終了時
- (3) 専門家業務完了報告書: 和文、英文各2部(JICA人間開発部・バングラデシュ事務所各1部)及び電子データ、整理期間中

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。
航空経路は、日本⇒バンコク⇒ダッカ⇒バンコク⇒日本を標準とします。

(2) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することが出来るものとします。

(3) 人件費単価

本業務における人件費単価は、2017年度単価を上限とします。

https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は計2回、2017年7月頃および8月下旬～9月上旬頃を予定していますが、それぞれ以下のPEDP関連会合に合わせての派遣を想定しており、会合自体の実施時期の変更に伴い現地派遣の時期及び期間が変更になる可能性があります。

- 1) 第1次現地派遣期間（7月頃見込み）：PEDP3後継プログラムにかかるpre-appraisal mission（世界銀行中心、ドナー合同）
- 2) 第2次現地派遣期間（8月下旬～9月上旬見込み）：PEDP3後継プログラムにかかるappraisal mission（世界銀行中心、ドナー合同）

② 現地での業務体制

本業務に係る本邦から派遣される現地業務従事者は本コンサルタントのみです。但し、現在JICAバングラデシュ事務所が初等教育アドバイザーの支援のためにローカルコンサルタントを備上しており、2017年度も備上見込みです。同ローカルコンサルタントは、PEDP3及び後継プログラムにかかる情報収集（各種会合への出席を含む）やバングラデシュ政府及び他の援助機関との協議に等において、初等教育アドバイザーの業務を支援することとなっています。従って、現地での情報収集やPEDP関連会合への出席等に関しては同ローカルコンサルタントとも協力して実施してください。

③ 便宜供与内容

JICAバングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- 1) 空港送迎
第1次現地業務の到着時のみあり
- 2) 宿舍手配
安全対策上宿泊可能な施設のリストを提供します。
- 3) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- 4) 通訳備上
なし
- 5) 現地日程のアレンジ
基本的にコンサルタント自ら行うこととしますが、必要に応じ事務所も支援をします。
- 6) 執務スペースの提供

バングラデシュ初等・大衆教育省が提供します。

(2) 留意事項

- ① 2017年7月頃に、「小学校理数科教育強化計画フェーズ2」終了時評価調査及び「小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3」詳細計画策定調査の現地調査を実施する予定です。本専門家は必要に応じ、両調査の団員に対し特にPEDP関連の動向にかかる情報提供及びそれに基づく助言を行うこととします。
- ② 現在、初等教育の5年制から8年制への拡大が検討されているため、本業務においては、必要に応じ初等教育に1～5年生に加え6～8年生も含まれると見なします。

(3) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が下記ウェブサイトで公開されています。
 - ・初等教育アドバイザー 専門家活動報告
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/F16A63F2805F4BF749257A7F0079D0C6?OpenDocument>
 - ・バングラデシュ国 教育セクタープログラム「第三次初等教育プログラム(PEDP3)」におけるJICA基礎教育の質の向上プログラム成果分析報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12266540.pdf>
- ② 本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム(TEL:03-5226-8327)にて配布します。
 - ・バングラデシュ国 教育プログラム準備調査報告書

(4) 安全管理

安全管理に関し、以下の事項を遵守することとします。

- ① 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前に予め連絡し、機構の承認を得ること。
 - (渡航前)
 - ア) 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：必ず「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
 - イ) 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：各渡航の度にブリーフィングを受けること。
 - ウ) 外務省「たびレジ」への登録：各自登録を行うこと。
 - エ) JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供：登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。
 - オ) ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。
 - (渡航後)
 - カ) バングラデシュ到着後、速やかにJICA事務所によるブリーフィングを受けること。
- ② バングラデシュ国内での安全対策についてはJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表をJICAバングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかにJICAバングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。
- ③ 宿泊場所は、JICAバングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料がJICAの基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由からJICA

バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。

なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。

- ④ 執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等が必要になる可能性がある。これに係る経費は原則として JICA バングラデシュ事務所にて対応するが、詳細については同事務所と十分な協議を行うこと。
- ⑤ ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- ⑥ 現地作業中は、JICA バングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICA バングラデシュ事務所から貸与する。
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

(5) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上